

和解について（港湾局関係）

債務不存在確認請求事件及び土地賃料等支払反訴請求事件について、次のとおり和解をする。

第1 当事者、事件名及び事件概要

当事者及び事件名	事 件 概 要
<p>1 原告兼反訴被告 隅谷 恭子 ほか6名 被告兼反訴原告 大阪市</p> <p>2 大阪地方裁判所 平成30年（ワ）第895号 債務不存在確認請求事件、 平成30年（ワ）第9075号 土地賃料等支払反訴 請求事件</p>	<p>本市は、此花区北港2丁目3番1の市有地の一部を訴外協同組合大阪廃酸処理センター（以下「訴外センター」という。）に貸し付けていたところ、訴外センターが平成24年4月1日から平成27年9月29日までの間の賃料金22,080,440円（以下「当初滞納賃料」という。）及び平成22年10月1日から平成24年3月31日までの間の賃料に対する遅延損害金1,449,100円の合計金23,529,540円並びに当初滞納賃料に対する遅延損害金（以下これらを「当初滞納賃料等」という。）を支払わなかったため、当該貸付けに係る連帯保証人（以下「本件連帯保証人」という。）の相続人である原告兼反訴被告らに対し、当該貸付けに係る連帯保証債務（以下「本件連帯保証債務」という。）の履行として当初滞納賃料等の支払を求めたところ、原告兼反訴被告らは、本件連帯保証人が亡くなった時点において本市が訴外センターに対して新たに連帯保証人を立てるように要求する等の債権の適切な管理を怠っていたこと等を理由に、本市が原告兼反訴被告らに対し本件連帯保証債務の履行として当初滞納賃料等の支払を求めることは信義則に反し認められないとして、原告兼反訴被告らが本件連帯保証債務を負担していないことの確認を求めて訴えを提起した。これに対し、本市は、本市には原告兼反訴被告らが主張する信義則に反する事情はないため、原</p>

告兼反訴被告らは本市に対し本件連帯保証債務を履行すべきこと等を理由として、原告兼反訴被告らに対し、当初滞納賃料等から当該訴えの提起後に訴外センターの破産管財人より支払われた金員を除いた平成24年4月1日から平成26年7月6日までの間の賃料金14,307,677円（以下「本件滞納賃料」という。）並びに平成22年10月1日から平成24年3月31日までの間及び平成27年4月1日から同年9月29日までの間の賃料に対する遅延損害金1,621,936円の合計金15,929,613円並びに本件滞納賃料に対する遅延損害金の支払を求める訴えを提起していたが、このたび裁判所の和解勧告を受けて和解をするもの

第2 和解の要旨

原告兼反訴被告らは、本市に対し、連帯して、本件連帯保証債務の履行として金9,000,000円を支払う。

平成30年11月30日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

債務不存在確認請求事件及び土地賃料等支払反訴請求事件について、和解をするため、この案を提出する次第である。